

第3回和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成16年9月29日(水)午前10時から12時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第一会議室

第3 出席者

(委員)

大谷正治, 岡本浩, 笠野喜久雄, 清原雅代, 坂口慶直, 豊田泰史,
中 弘, 中谷つた, 前田淳子, 樋口裕晃, 樋田毅, 三吉修, 山本修三
(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

井上博雄, 甲藤雅世, 井野口攝

(庶務)

藤田康夫, 小切俊昭

第4 議題

- 1 意見交換
- 2 次回の予定等

第5 議事〔発言者/ : 委員長, : 1号委員(学識経験者), : 2号委員 (弁護士), : 3号委員(検察官), : 4号委員(裁判 官), : 事務担当者又は庶務〕

- 1 開会
- 2 議事

- ・ 前回, 委員から提出された意見等に対し, 井上博雄事務局長から検討経過等について説明がなされた。
- ・ 協議テーマ

裁判所からの諮問事項「裁判所をさらに利用しやすくするためにはどうすればよいか。」を前回に引き続き協議テーマとする。

3 意見交換

裁判所見学会に参加された委員の感想等をお聞かせいただきたい。

裁判所見学会に参加して、執務室が狭隘で、執務環境が良くないのではないかという気がした。将来、建て直すときには改善されていると思うが、執務室には書類が積まれていて、書類の紛失の危険性はないのか、また、火災などの際の危機管理に対応できるのかなと感じた。

職員が帰宅する際には、記録はスチール製ロッカーに保管し、各部屋には煙感知器等を設置している。また、記録の大切さについては、日々職員に教育している。

実際に法廷を見学すると、テレビと同じであり、緊張感を持って見学させてもらった。なかなかスピーディで淡々と進行していた。良い経験をさせてもらった。

法廷を見学した感想としては、皆早口で、事前に事件に関する説明がないと見学者としては分かりにくかったと思う。一般の傍聴人もそう感じるのではないか。

裁判員制度が始まると、検察庁としても検察官に教育していく必要があると考えている。初任の研修時には、法務総合研修所でアナウンサーを講師として、話し方の講義もしている。これからは、裁判員に対するアピール、話し方、どういう証拠に基づいたかななどを、できるだけビジュアルに表現できるように、技術的な面でも検討する必要がある。

裁判の公開の原則からは、傍聴人にとって法廷で何をやっているのか分かることが一番重要である。ただ、時間的な制約等もあることも事実であり、後の事件の関係者に迷惑をかけないために時に、若干早口になることがあることも御理解いただきたい。

我々も含め、傍聴者がいる時でも、法廷に次の事件の関係者がいると早口になるときもある。傍聴人にも裁判の内容が良く分かるようにしなければならないという点は、我々も反省しなければならない。

ただ、弁護士は相手に応じて、分からないと思うような法律用語を使うことはないが、法廷で裁判官が補充尋問を行う際、法律用語を駆使したりすると、弁護士としては「そんな言葉(法律用語)で聴いても分からないだろう。」という思いをしたこともある。裁判官も日常生活ではもっと社会に入っていないか、そのような点は、なかなか改善されないのではないか。

法廷見学の時には事前に手続きの流れについて説明を受けていたので理解できたが、同意、不同意など証拠調べの関係などは一般の人には分かりにくいと思うし、専門用語が多く、その意味するところを理解するのは難しいと思った。

やはり、進行が速いのとやや格式めいており、一般の人の方を意識した陳述、訴訟指揮は難しいのかなと感じた。

刑法は口語体となっているが、取り扱っている法律自体が相当古く、用語も古い。今後法制審議会等において用語の平易化のための改正がされることがあると思う。

裁判員制度が導入されると、国民には主体的に裁判に参加してもらうこととなる。そういう人たちに用語等を理解してもらうためにも、私たちも努力していかなければならず、そのための工夫もしなければならない。

法廷見学した時、若い検察官が「しかるべく」と言ったので驚いた。

そういう格式があるのかなと思って印象に残った。

伝統的な言葉遣いもあるが、裁判員制度実施に向け、今後どうすればもっと分かりやすい裁判になるかということを、最高裁判所も含め法曹三者で考えているところだ。

裁判官を含めた裁判所職員の対応等についてはどうか。

記者としては、弁護士と検察官とのやりとりの中で正確に伝える必要のある緊迫する場面もあるが、そのときの難しい言葉をいかに噛み砕いて表現するかというのが記者の使命である。

裁判官の訴訟指揮に関しては公平にされているという印象を持っているし、全般にはよくやっていると思う。裁判所の窓口対応については、役所的と思うこともある。

裁判所の職員と交流することがなかったので、職員の印象についてはよく分からないが、やはり固い役所という感じはする。県庁などは職員の服装について批判を受けたこともあるが、裁判所ではそういうこともないと思う。

裁判所職員がもっと市民と交流を持つ機会があれば、良い印象が広がるのではないか。

前回の委員会で出された意見等については、今回までに十分検討されており、裁判所が真剣に改革に取り組んでいることが窺え、その対応には良い印象を受けた。

昔に比べ、裁判所の職員は変わったと思う。書記官も非常に積極的になった。

ただ、20年程前には自主的にスポーツをするなど伸び伸びした雰囲気もあったが、最近は、忙しい影響もあるのか、仕事以外の面では少しギスギスしているのかなと思うことがある。

昔は法廷にカメラが入ることもなかったが、今はテレビカメラも法廷に入るようになり、裁判所も公開しようとする姿勢について、少しずつ変わってきている。

取材する立場からは、書記官室で期日簿を見ても、記者として重要な裁判を見逃すこともある。取材する側がもっと勉強するべきことではあるが、もっと詳しい情報を期日簿に記載してもらえるとありがたい。

庁舎のスペースも職員の人数も全体的に不足している。司法改革が叫ばれ

る反面、司法予算はあまりにも貧弱で、国として本気で市民に利用しやすい裁判所をつくろうと考えているのかと疑問に思う。裁判員制度や今後の事件数の増加を考えると、このままでは裁判所は対応できなくなるのではないかと。

裁判官や書記官、職員数の不足は、利用者への対応にも余裕がなくなり支障が生じてくるはず。

今夏、窓口の来庁者用にスポットエアコンを設置したと聞いたが、当事者も含めて皆一様に、こんな物を今時使っている所があるのかとびっくりしていた。庁舎の新築については具体化しないのか。

財政的に余裕がないのか、最近の庁舎は効率化は図られているが、安っぽく風格がない建て方のように思う。新庁舎の新築については、市民の声を反映した建物にするよう検討していただけたらと思う。

検察庁の庁舎前には花が植えられ、職員が水やりをしていたりして非常に印象が良く、庁舎に入りやすいが、裁判所の庁舎前にはほとんど何もない。

財政問題がいろいろな場面で影響していることはその通りだと思うが、私は、職員の対応ということについては、きちんとした裁判をすることが一番の対応だと考えるべきだと思う。裁判官は日頃の執務で忙しい上に、さらに裁判員制度が実施され、裁判員に対して、いろいろとレクチャーすることになると、裁判官の負担は大変なものになり、裁判官の増員も必要となってくる。裁判官を含めた職員の意識を改革することが必要であり、今後は、受け身ではなく市民に対するサービス産業だという観点からやっていかなければならないと思う。我々も以前は、教えてやっているんだという意識があったが、裁判官にはまだそういうところがあるのではないかと。

裁判所の任務は、適正迅速な裁判をすることにあり、かつて裁判官は裁判さえやっていれば良いと考えられていたところもあるが、最近はいろいろ検討されてきている。さらに今の社会では、裁判官の意識も変えていかなければ社会に対応できないと考えている。

裁判員制度が始まると、法廷は連続的開廷されることになるが、実際のところは可能な態勢になるのか。

現在、問題の洗い直しをして検討しているところであるが、裁判所は今までの五月雨式開廷ではなく連続開廷を念頭に置いている。

どのように刑事裁判を進めるかについては最高検察庁、法務省で検討しており、和歌山地検でも検討委員会を立ち上げたところである。今後、5年以内に導入されるとなると、現場としては非常に困難な点ではあるが、制度ができたのであるから、実際の運用に当たり弁護士会、裁判所とも協議してゆく必要がある。和歌山では、年間約30件程の対象事件があり、事件が重なることもある。裁判のやり方も相当ドラスティックに変えていく必要がある。

簡単な事件については即決裁判手続きの制度も設けられた。人的、財政的問題についても強力に進めていかなければ、司法制度の改革だけを問題にしてもなかなか難しいと思われる。

弁護士としては、現状では連続開廷となると難しい。そういうことに対応できるような法律事務所のあり方も検討されてきており、弁護士の世界でも事務所の離合集散が進んでいる状況である。連続開廷に耐えられるようしなければならず、弁護士会も模索中である。

弁護士会でも連続開廷に向け刑事弁護の進め方について検討しているところである。連続開廷では被告人の防御活動ができないとして、根強い反対意見もある。今は精密な司法と言われているが、今後はそれも大きく変わっていくかも知れない。試行錯誤しながら今後具体的な形が見えてくると思う。

ドイツで、ある弁護士と話しをしたとき、その事務所には200人くらいの数の弁護士がいて、その同じ事務所には、ほかに公認会計士も200人くらいいたと記憶している。社会における問題は複雑専門化していることから、依頼人には必ず複数の弁護士あるいは公認会計士などの専門家数人が同席して対応しているということだった。今後、日本でも各種の専門家を揃えた事

務所で対応することになるだろうし、裁判官の世界においても専門化した部が必要となってくるなど、今とはずいぶん違ってくるのではないかという印象を持っている。

世論調査によると、国民の8割近くが、できれば裁判員になりたくないと思っているということだが、理由としては精神的な負担があると思う。

このような人たちを裁判所に迎えるについては、施設の面から、少しでも精神的負担を解放できるような、例えば多目的ホールのようなものが必要ではないか。

裁判員制度の広報や市民に身近な裁判所という点から、裁判官の出張講座などを制度的なものとして検討していただけたらと思う。

本質的な意味で、裁判が国民に身近になる裁判員制度がうまく導入できるよう努力していただきたいし、議論をすべきだ。そのためにはマスコミに係る者として協力したいと今日、強く思った。ぜひ実現のために努力していただきたいし、我々も努力したい。

先ほどの世論調査の結果については、国民に対し十分に裁判員制度が知れ渡っていないことがあるのではないか。私は2回ほど裁判員制度について話をする機会があったが、話をする前に裁判員になりたいかどうかを聞くと、やはりやりたくないという人が多いが、十分に説明した後でもう一度聞くと、過半数の人がやりたいと答えてくれる。

この制度は、国民主権に根ざした制度であるという趣旨を国民に十分に説明した上で、あなたは主権者の一人として、選ばれた場合に嫌だと言えますか、と問いかけると頷いてくれる人が多い。制度が定着すると国民の司法に対する意識も変わる。5年の間の広報が非常に大事である。裁判所のパンフレットは非常に分かりやすいので使わせてもらっているが、法曹三者が一体となって制度の意義を訴えることが必要である。我々も努力するが、裁判官も出張講座等の要請があればぜひ外に出て説明してくれることを要望する。

今の話は、対話の中で意識の変化が表れたのだと思うが、基本的に制度が定着するためには、国民が自分たちの判断としてこの制度が必要だというようなことを話し合うのが望ましく、国民の自覚が大切だと思う。

学校教育の中でのPRにもぜひ取り組んでいただきたい。ビデオや模擬裁判などが分かりやすいのではないかと思う。また、団体傍聴などのいろいろな機会を捉えて裁判員制度についての広報することが重要だと思う。

関係する各種団体にも協力を仰ぎながら広報していかないと、なかなか浸透しないと思う。

先日、裁判員制度の啓発活動のテレビ放送を見たが、ほとんどの人はパンフレットを受け取らず無関心だった。今は、ほとんどそういう状況だと思う。

裁判員制度は、アメリカにおける陪審員制度のように、国民に身近な裁判になるものと期待するが、現状からみると今後さらなる広報が必要であり、特に多方面へのPRが必要であると思う。

4 次回の予定等

次回を平成17年1月26日(水)午前10時に開催する。

協議テーマは「裁判員制度の広報」とする。

5 閉会(12:00)